

『ハインリヒ擁護論』第6章における法文引用の意 図

酒井, 幹央
九州大学大学院法学府

<https://doi.org/10.15017/7409313>

出版情報：学生法政論集. 20, pp.49-63, 2026-03-25. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：



『ハインリヒ擁護論』第6章における法文引用の意図

酒 井 幹 央

〈目 次〉

- I. はじめに
 - 1. 『ハインリヒ 4 世擁護論』について
 - 2. 論点整理
- II. 『擁護論』の構成と第6章の位置づけ
 - 1. 『擁護論』全体の構成
 - 2. 『擁護論』第6章の概要
- III. 『擁護論』第6章の史料検討
 - 1. 史料の内容と語の比較検討
 - 2. 引用法文が地の文に与えた影響
- IV. 結論

I. はじめに

1. 『ハインリヒ 4 世擁護論』について

『ハインリヒ 4 世擁護論』(Defensio Heinrici IV. Regis、以下『擁護論』と略記)は、1080年頃にラヴェンナで著された文書である。本文書は叙任権闘争と関連して11～12世紀に著された、神聖ローマ皇帝あるいはローマ教皇のいずれかを支持し、敵対者を論難する文書群「論争文書」(Libelli de lite)の1つに数えられる¹。表題が示すとおり、本文書は当時の神聖ローマ皇帝4世を擁護すると同時に、敵対する教皇グレゴリウス7世とその支持者たちを攻撃するために執筆された。そしてその最大の特徴として、王位の正当性を、ローマ法を用いて論証する点が挙げられる。皇帝派の立場から書かれた「論争文書」は他にも複数存在するが、この時期としては比較的珍しいその法的論証ゆえに、特に注目されてきた史料の一つと言えよう。そのような法的論証を含む主要な箇所は第6章に当たり、本稿もこれに着目する。

¹ これらの文書は、Ernst Dümmler et al. (ed.), MGH, Libelli de lite imperatorum et Pontificum saeculis XI. et XII. Conscripti, 3 vols, Hannover 1891-1897としてまとめられている。『擁護論』は第1巻に収録されており、本稿はこれに依拠する。Petrus Crassus, Defensio Heinrici IV. regis, ed. Lothar von Heinemann (MGH Libelli de lite [Ldl], I), Hannover 1891, p. 432-453. 以下、引用する際はLdl, Iと示す。

著者は長らくラヴェンナのペトルス・クラッスス (Petrus Crassus) という法学者であると考えられてきた²。ただしその著者性には疑義が呈され、近年では単にラヴェンナの法を学ぶ俗人であると記述されることもある³。この著者性の問題は『擁護論』に関する論点の1つであるが、本稿の主眼は史料の内容検討であるため、立ち入らないこととする。

2. 論点整理

従来の研究は、著作中でのローマ法利用に着目し、その巧拙を評価するものが多数であった⁴。11世紀の時点で、ローマ法文に依拠して皇帝の権威を高めることを意図している文献は希少であり⁵、それゆえに先行研究は、専らローマ法利用に焦点を当て、著者が法文の内容を理解していたか否かについて議論を行ったのである⁶。しかし、これらの研究は、ローマ法利用の巧拙に着目するあまり、著者がこの著作を通して達成しようとした目的を一面的にしか捉えられないという問題点を有していた。とりわけ第6章はローマ法利用の文脈で取り扱われることの多い章であったため、まさにこの問題に直面している部分であった。

これに対して、当時の法学識的慣習を考慮し、この著作におけるローマ法利用は、法的論証ではなく、人心を揺るがす、修辞・文法的実践という観点から評価すべきだと唱えたのが、Tilman Struveである⁷。彼曰く、著者にとって、法文の実質的意味内容は問題では

² Julius Ficker, *Forschungen zur Reichs- und Rechtsgeschichte Italiens*, vol. 3, Innsbruck 1874, p. 113は、『擁護論』末尾に記された「忠実なるペトルスはこの書を編ませたり」(Petrus fidelis librum componere feci)、また「我らの書を受け取り給え、御身のクラッススがこれを捧げた」(hunc librum nostrum accipis, quem vestri Crassus tradidit)の文言に見られるPetrusやCrassusを、1074年に大司教Wibertのそばに証人として控えていたと記録されるPetrus Grasso と同定し、この人物をこの文書の著者とみなしている。これに対し、Ian Robinson, *Authority and resistance in the Investiture Contest: the polemical literature of the late eleventh century*, Manchester 1978, p. 76では、『擁護論』の著者を、記録に見られるPetrus Grassoと同定する決定的証拠はなく、またこれが著者の名前であるかどうかとも疑わしいため、その同定には疑問が残るとされている。

³ Leidulf Melve, *Inventing the Public Sphere: The Public Debate during the Investiture Contest* (c. 1030-1122), vol. 2, Leiden 2007, p. 349.

⁴ 例えばCarl Mirbt, *Der Publizistic im Zeitalter Gregors VII.*, Leipzig 1894, p. 18は、『擁護論』の特徴を、著者が世俗法を豊富に利用し、教皇に対する王の法的地位を強調したことであると評価した。一方でMax Conrat, *Geschichte der Quellen und Literatur des römischen Rechts im früheren Mittelalter*, Leipzig 1891, p. 607は、同著作における、様々な文献から多大な数のテキストを借用する学識を評価するも、その利用については低質なものであるという見解を示した。

⁵ このような文献は、法的思考が王権の精神性を支えるようになる12世紀以降、とりわけフリードリヒ2世の時代になると著されるようになる。エルンスト・カントローヴィチ (小林公訳)『王の2つの身体：中世政治神学研究』(筑摩書房、2003年) 139-254頁。

⁶ Melve (supra n. 3), p. 350.

⁷ Tilman Struve, *Die Salier und das römische Recht: Ansätze zur Entwicklung säkularen Herrschaftstheorie in der Zeit des Investiturstreites*, Mainz 1999, p. 44-53.

なく、むしろ権威として法文を用いるという、中世の伝統的方法様式こそが問題であったという。同時に彼は、ザリアー朝支配の役に立てるためにローマ法を利用しようとした著者の意図を過小評価すべきでないとしている。この研究は、著者によるローマ法利用の巧拙という枠組みを超えたものであったが、依然彼のローマ法利用の意図を中核に据えるものであり、それ以外の要素はほとんど捨象されていた。

この問題を受け、ローマ法利用をあくまで『擁護論』を構成する一要素とみなしたうえでテキストの検討を行い著者の執筆意図を示したのが、Leidulf Melveであった⁸。彼はテキストの展開に応じて、当時の社会情勢や法知識の様相にも言及しながら、著者が法に、社会変化の道具、統合のメカニズム、法とイデオロギーの結束、法の正当性という4つの社会的機能を見出し、王の自律的世俗権力の構築に役立てようとしたことを指摘した。第6章を取り扱う章においては、彼の時代の法知識の状況にも言及しながら、彼がローマ法や帝権の移転という概念を用いた意図について説明を行い、先述の指摘の根拠を提示している。

Struve以前の、ローマ法利用の巧拙について論じる研究は、12世紀以降に発展したローマ法学を前提とし、それらと『擁護論』における引用を比較するものである。しかし『擁護論』はそれ以前に著された文書であり、著者にとってテキストの内容を精確に明らかにすることが主目的であったとは考え難い。この点で、StruveからMelveに続く、著者の意図を重視して史料検討を行う立場は当を得ており、本稿もこの立場に倣うものである。

一方で、この立場から無視することはできないながら、彼らの研究において依然未検討である部分もある。すなわち、引用法文全体と著者自身の言葉による本文、いわば「地の文」との関わりである。前述の通り、第6章について、Struveは著者のローマ法引用について、Melveはそれに加えて当時の法知識や帝権の移転といった概念について検討し、該当箇所におけるローマ法文利用の意図について明らかにしている。一方で、第6章においては、ローマ法の他にも教会法の法源となる教皇令や教父著作、聖書が引用されており、またそれらを繋ぐものとして、著者は自身の言葉で論を展開している。教会法文はローマ法文と同じく、著者によって敢えて引用されたものであるのに対して、地の文は著者自身の言葉であることから、著者の意図を読み取るうえで格好の素材である。にもかかわらず、上記研究において、地の文は依然ローマ法文という特徴的な素材の陰に隠れてしまい、詳細な検討が行われていない⁹。

⁸ Melve (supra n. 3), p. 349-421.

⁹ 類似する手法を取って論争文書について分析した研究として、Wilfried Hartmann, *Rhetorik und Dialektik in der Streitschriftenliteratur des 11./12. Jahrhunderts*, in: Johannes Fried (ed.), *Dialektik und Rhetorik im früheren und hohen Mittelalter: Rezeption, Überlieferung und gesellschaftliche Wirkung antiker Gelehrsamkeit vornehmlich im 9. und 12. Jahrhundert*, München 1997, p. 73-95がある。この研究では、10世紀にはイタリア・フランス・ドイツで古代以来の弁論術

このような研究状況に鑑みて、本稿では、ローマ法文と教会法文、そして地の文で用いられた語句を対等な要素と見つつ、それらを用いて著者が展開した論理を読み解くことで、『擁護論』第6章において、彼がいかなる意図で引用法文全体を取り扱ったのかについて示すことを目指す。

II. 『擁護論』の構成と第6章の位置づけ

1. 『擁護論』全体の構成

具体的な検討に入る前に、史料全体の構成と第6章の概要を確認しておこう。この著作は、ハインリヒ4世を擁護するため、以下の全8章の構成で論を展開している。すなわち、第1章で皇帝の衡平と正義と、「サタンの会堂に属する修道士」たる教皇グレゴリウス7世らの誤謬とを明らかにするという本書の目的が示される。第2章で教皇の皇帝に対する破門判決が理性(ratio)¹⁰、徳、法の賢慮に反し不当であり、それにより正統信仰の先代諸皇帝をも害したと論ずる。第3章では反皇帝的な民衆運動を行うパタリア派(Paterinia)¹¹に対し、教会の平和を乱す教皇を擁護するのは誤りであると呼びかける。第4章でグレゴリウス7世に当時の教会分裂の責任を帰す。第5章では教皇が教会法に反して使徒座を奪ったために断罪されるべきと主張する。第6章では、ハインリヒ4世と軍事的に対立していたザクセン人を相手に説得を行う。第7章では正しい裁判秩序について論じ、グレゴリウス7世が開催した教会会議が法に反することや彼の行為に対する罰について述べている。そして第8章では再び相手をザクセン人に戻し、彼らが不敬のかどで有罪であり、ハインリヒ王の判決に従うべきであると結論付けている¹²。

この一連の論証の中で、先述した通り、ローマ法が皇帝に有利な論拠として取り扱われている。著者は第1章で、グレゴリウス7世がローマ法を自身にとって極めて不利なものともみなすだろうが、かのグレゴリウス1世もローマ法と教会法を調和させて教会のために用いたのだから、ローマ法を拒絶することはできないだろうと述べ、ローマ法をグレゴリ

の知識が用いられた確かな痕跡があることを念頭に置きつつ、いくつかの論争文書の文言を読解し、著者らが修辞法や弁論術をいかに利用したのかが検討されている。その中で、1080年代の皇帝派、教皇派双方の文書も取り扱われているが、『擁護論』への言及は行われていない。

¹⁰ Ldl, I, p. 435において、ratioは「人類の指導者」(humani generis ductrix)であり、グレゴリウス7世の裁きに不平を唱える者とされている。史料全体を通して、著者の主要な論拠となっている。

¹¹ パタリア運動とは、ミラノで1056年に発生し、後にはロンバルディア諸都市に広まった宗教的・政治的・社会的運動を指す。元は聖職売買や妻帯聖職者に対する改革運動であり、ミラノにおける俗人叙任が問題になると教皇は彼らを積極的に支援した。オーギュスタン・フリシュ(野口洋二訳)『叙任権闘争』(創文社、1972年)99-100、349-350頁。

¹² 全体の概要については、Melve (supra n. 3), p. 359-360も参照。

ウス7世への有効な攻撃手段として用いることを明らかにしている¹³。実際にこの文書の中では、全28件¹⁴のローマ法文の引用が行われ、ハインリヒ4世による統治の正当性を裏付けるために用いられている。

2. 『擁護論』第6章の概要

『擁護論』の中でも特に注目されるのが、ザクセン人たちを相手取って議論を展開する第6章である¹⁵。ここで著者は、ハインリヒ4世の王国統治が正当なものであることを強調し、またその地位を武力によって脅かしているグレゴリウス7世とその支持者を難じている。その根拠として援用された史料の1つが、相続や占有についての規定を含むローマ市民法だったのである。

この著作の中で行われる全28件のローマ法文引用のうち、第6章における引用数は、全章の中で最多の12件である。なお、これらの法文のうち11件は、現在一般的に参照されるKruegerやGebauerによる校訂版のテキストと一致していない¹⁶。また、ローマ市民法を皇帝の権威のために用いるという論法が取られたのもこの章である¹⁷。それゆえ、諸先行研究が『擁護論』のローマ法利用について検討する際は、必然的にこの章の記述が中心部分となっていた。

またこれ以外にも、グレゴリウス1世の教皇令、アウグスティヌスの『共観福音書説教』、聖書の一節といった教会法文が、またフラウィウス・ヨセフスの『ユダヤ古代誌』やオットー大帝のヴェローナ勅令が引用されている。これらの教会法文は、後述するように、従うべき規範を示すものとして、『ユダヤ古代誌』とヴェローナ勅令は歴代皇帝の事績を示すものとして用いられている。

¹³ Ldl, I, p. 434.

¹⁴ 本文に則して数えると、『勅法彙纂』から20件、『法学提要』から7件、『新勅法』から1件の法文が引用されている。Struve (supra n. 7), p. 45においては、27件の引用がなされているとされる。彼は『法学提要』からの引用を6件とカウントしており、これが差として現れている。一方でRobinson (supra n. 2), p. 80においては、その引用件数は26件とされている。彼がどのように計数したかは記されていない。本稿では28件と数える立場を取る。

¹⁵ 1070年頃から、ザクセン人たちはハインリヒ4世と局地的に対立していた。1076年、教皇と皇帝の対立が生じると、ザクセン諸侯は南ドイツ諸大公と手を結び、公然と対立することとなった。一時的な宥和は挟まるものの、彼らの対立はハインリヒ4世の死まで続いた。彼らの争いを記した史料として、Bruno, of Magdeburg, *De Bello Saxonico Liber*, in: Franz-Joseph Schmale (ed.), *Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichte des Mittelalters*, vol. 7, Darmstadt 1963, p. 191-405がある。ザクセン戦争の顛末をまとめ、戦争における王権・諸侯・部族の関係を考察した研究として、藤井博文「ハインリヒ4世とザクセン戦争：その原因と動機を中心にして」『立命館文学』508号(1988年) 977-1009頁。

¹⁶ 本論文では、校訂版ではなく『擁護論』のテキストを引用している。

¹⁷ これらについて、Melve (supra n. 3), p. 359は、「ローマ法が真に前面に持ち出された」章であるという評価を下している。

Ⅲ.『擁護論』第6章の史料検討

1. 史料の内容と語の比較検討

以上を踏まえ、以下では第6章本文の記述に則して、彼が引用した法文とそれを介した論理展開を順に追っていく。引用法文と地の文の関係を判断する材料として、同一の語、品詞や形態は異なっているが同語源の語、あるいは明らかに同義なものとして扱われている語に着目する。著者の記述を示しつつ、第6章における引用法文全てとこれらの語を含んだ地の文を本文に記載し、これらの語を太字にして明示することで、関係しあう引用法文と地の文の存在を抽出する。

本章の冒頭は、ザクセン人に対して、彼らに不利益と危険が迫っていることを認識するよう呼びかけることから始まる¹⁸。その危険とは、極めて敬虔な皇帝たちが、ザクセン人たちを含め、全てのキリスト教徒のために制定した法を、ヒルデブランド（教皇グレゴリウス7世）の頑迷さが台無しに、あるいは破壊しようとしていることである¹⁹。このことに留意すべき理由として著者は次のように述べる。「なぜならば、立法者〔皇帝〕たちは**全ての人々**が、自身および自身に属する者の利益のために法を**知**ることを望んでいるからである」(Nam leges omnes homines, quemque pro sua suorumque utilitate, leges intelligere volunt.) (〔〕は訳者による、以下同様)²⁰。その根拠として、以下のローマ法文が引用されている。

C. 1, 14, 9: 「**全ての者**の生活を拘束する極めて神聖な法は、全ての者によって**知ら**れなければならない。そうすれば、万人がその規定をより明確に認識した上で、あるいは禁止されたことを避け、あるいは許されたことを行うようになる。」(Leges sacratissimae, quae constringunt vitas omnium, ab omnibus intelligi debent, ut universi, praescripto earum manifestius cognito, vel inhibita declinent vel permissa sectentur.)²¹

さらに、著者はその知られるべき法として、相続財産の平穏な占有を挙げる。すなわち、「ゆえに、入念に注意を払うに値するのは、あなた方や全キリスト教徒に属する固有の**相**

¹⁸ Ldl, I, p. 443: “Saxones, qui in sacro baptismate fidem accipiendo fidem manum veritati dedistis, adestote, auscultate mecumque incommodum ac periculum cestrum cognoscite!”

¹⁹ Ldl, I, p. 443: “Attendite, quaeso, quod leges, quas piissimi imperatores pro vestra vestrorumque filiorum ac totius christianitatis salvatione condiderant, unius monachi pertinacia solvere ac delere laborat.”

²⁰ Ldl, I, p. 443.

²¹ Ldl, I, p. 443.

続財産の占有が損なわれることなく存続するよう、〔立法者が〕 どれほど強く望んでいるか、という点である」(Inde opere pretium est curiose intendere, quam firma censura vobis omnibusque christianis propriae **hereditatis possessionem** illaesam permanere velint.)²²。その論拠として、『法学提要』や『勅法彙纂』から複数の法文が引用される。順に並べると、以下の通りである。

I. 2, 9, 6: 「全ての**相続財産**は、あるいは遺言によって、あるいは無遺言相続によって、あるいは沈黙によって、相続人に移転する。」(Omnis **hereditas** aut testamento aut successione ab intestato aut tacito pacto transit ad heredem.)²³

I. 3, 1, 1-2: 「無遺言による**相続財産**は、十二表法に基づき、第一に自権**相続人**に属する。ところで自権**相続人**とみなされるのは、亡くなった家父の権力下にあった者、例えば息子、娘、孫、孫娘、またその子孫である。」(Intestatorum autem **hereditates** ex lege duodecim tabularum primum ad suos **heredes** pertinent. Sui autem **heredes** aestimantur, qui in potestate morientis patris fuerint, veluti filius, filia, nepos, neptis et deinceps.)²⁴

I. 3, 1, 3: 「自権**相続人**は、たとえ知らなかったとしても**相続人**となり、それはあたかも所有が継続するかのよう、父親が亡くなるとただちに生じる。」(Sui autem etiam ignorantes fiunt **heredes**, et statim morte parentis quasi continuatur dominium.)²⁵

I. 2, 9, 6: 「汝らが**相続人**となった者の**相続財産**であれ、遺産**占有**を請求した者の**相続財産**であれ、全ての物は汝らに移転する。」(Cuius ergo **heredes** facti sitis, sive cuius bonorum **possessionem** petieritis, omnes res ad vos transeunt.)²⁶

C. 3, 28, 8: 「両親から卑属たちへ**相続財産**を分割する裁量は、取り払われるべきではない。」(Parentibus arbitrium dividendae **hereditatis** in liberos adimendum non est.)²⁷

²² Ldl, I, p. 443.

²³ Ldl, I, p. 443. この法文において、現在の刊本には含まれない黙示の合意 (tacito pacto) という文言が含まれている。このtacito pactoについて、Heinemannは刊本註にて、著者がExceptiones Petri legum Romanorumという、中世の要約集を参照して法文を引用した可能性を示唆している。

²⁴ Ldl, I, p. 443-444.

²⁵ Ldl, I, p. 444.

²⁶ Ldl, I, p. 444.

²⁷ Ldl, I, p. 444.

C. 7, 27, 1: 「法に基づいて取得されたものは、汝から奪われ得ない。」 (Aufferri tibi, quod iure quaesitum est, non potest.) ²⁸

続いて、法がいかにして人々に知られるようになるかという問題が論じられる。著者によれば、全ての民族は同一の神聖な法を有するが、それを知る方法は必ずしも一様である必要はない。すなわち、法は文字を通じてであれ、慣習を通じてであれ、人々が即座に認識できるような形で存在しているというのである。そしてこれは「立法者の信仰が、これらの極めて神聖な法の下に全ての民族を従わせた」結果であるとされる²⁹。そして「そのため、立法者が推奨する**慣習**は、裁判の事案において、法〔と同等〕の役割を受け持つことになる (Unde fit, ut **consuetudo**, quam legislator commendat, legum vicem in iudiciali amplexatur causa.)」という³⁰。この根拠として、『勅法彙纂』第8巻から以下の2法文が引用される。

C. 8, 52, 2: 「古い**慣習**や慣行の権威は軽んじられない。」 (**Consuetudinis** ususque longaevis non vilis auctoritas est.) ³¹

C. 8, 52, 3: 「同様に、古くから承認され、強固に保持されてきた**慣習**は、法を模倣し、その効力を持つ。また、官庁、参事会、都市、軍事拠点または同職団体において行われてきたと認められるものは、永続的な法の効力を持つものと我々は定める。」 (Leges quoque ipsas antiquitus probata et conservata tenaciter **consuetudo** imitatur et obtinet; et quod officiis, curiis, civitatibus, principibus vel collegiis praestitum fuisse cognoscitur, perpetuae legis vicem obtinere statuimus.)³²

そして著者は、皇帝たちがこれらの法文を通し、ザクセン人にも他の諸民族と同様に、法やそれと調和する慣習によって、相続財産に対する権利を保障しているという。すなわち、「それゆえ、ザクセン人たちよ、あなた方の平静な心は知るべきである。他の民族に対するのと同様に、あなた方やその**相続人**のために、あなた方の権利が、法律それ自体によってであれ、法律と一致する**慣習**によってであれ、遵守されるよう立法者がどれほど寛大

²⁸ Ldl, I, p. 444.

²⁹ Ldl, I, p. 444: “Sed prudentiam vestram, Saxones, liquido expedit scire legislatoris religionem omnes his sacratissimis legibus subiugasse gentes, ut, quod aliis litterarum subministrat lectio, id aliis per usum et consuetudinem prompte reddat memoria.”

³⁰ Ldl, I, p. 444.

³¹ Ldl, I, p. 444.

³² Ldl, I, p. 444.

な恩恵をもって定めたかを (Quare, Saxones, aequanimitas vestra intelligat, quam benigno favore vobis vestrisque **heredibus** sicut caeteris gentibus legislator ius vestrum vel ipsis legibus vel **consuetudine** legibus consentanea observari constituit.)³³。」

かくして、話は主題であるハインリヒ4世の占有に移る。著者はまず、グレゴリウス1世から東ローマ皇帝フォカスに宛てられた書簡を引用する。

Gregorii I Epistolae, 8, 31: 「全ての者に固有の物に関して平穏な**占有**が回復されるべきである。彼らが**不正な手段によって**取得したのではない物を恐れなく有することを享受できるように。」 (Redeat cunctis in rebus propriis segura **possessio**, ut sine timore habere se gaudeant, quae non sunt ab eis **fraudibus** acquisita.)³⁴

これを受け、ハインリヒ4世による王国が侵しがたく確立していることが示されているという³⁵。著者は続けて、占有の要素を示す『勅法彙纂』の法文を引用する。

C. 7, 32, 10: 「何者も、**占有**の2つの要素があることに異議を唱えない。一方は**法によって**なるもの、もう一方は**実体によって**なるものである。そのため、両者は全ての相手方の沈黙と黙認によって確証されたときに初めて適法となる。」 (Nemo, inquit, ambigit **possessionis** duplicem esse rationem, aliam, quae **iure** consistit, aliam, quae **corpore**; utramque ita demum esse legitimam, cum omnium adversariorum silentio et taciturnitate firmetur.)³⁶

これを受け著者は、「ハインリヒ4世は**法的にも実体的にも**王国を占有しているではないか (Nonne Henricus rex **iure et corpore possidet** regnum?)」と問いかける³⁷。なぜならば、その占有は、彼の祖父であるコンラート2世および彼の父であるハインリヒ3世より、適法に承継されてハインリヒ4世に到達したからである³⁸。著者は「彼はかくも正

³³ Ldl, I, p. 444.

³⁴ Ldl, I, p. 444.

³⁵ Ldl, I, p. 444: “Nonne hac eadem legum auctoritate Henrico regi inviolabiliter regnum stabilitum esse comprobatur?”

³⁶ Ldl, I, p. 444.

³⁷ Ldl, I, p. 444.

³⁸ Ldl, I, p. 444: “cuius legitima possessio iustissimum habuit initium, ut avi eius C[onradi] imperatoris divae memoriae alta pax regni et tranquilla testatur, qui cum ipsa benedictione apostolica, qua regnum accepit, H[enrico] filio suo beatae memoriae successionem eius reliquit. Tandem paterna legitima successionem cum eadem apostolica benedictione ad Henricum regem

当な端緒から王国の善意の占有者として存在しているのであり、加えて、これほど適格で、これほど素晴らしい名声を持つ3人³⁹によって、法が欲するところに従って、王国の占有につき争いなく、いかなる訴訟の提起もなく、法に明白に満足が与えられていることが認められる以上、あなた方ザクセン人に対して、法それ自体が次のことを訴えていることは明らかなだと思われる。すなわち、あなた方が1人の修道士の狂気に従い、神と人の法、万民法、市民法、良き習俗、人間の生活における全ての衡平に反して、武装暴力によって王国の侵奪を行った、と (Qui cum **bonae fidei possessor** regni ex tam iusto existat initio, insuper cum ab his tribus personis tam idoneis, tam magnificae opinionis, in **possidendo** regnum sine controversia, sine omni litis interpellatione, ut leges volunt, legibus patenter satisfactum esse cognoscatur, videntur manifeste adversus vos, Saxones, leges ipsae conqueri, quod unius monachi vesaniam sequentes contra divinas et humanas leges, contra ius gentium, contra ius civile, **contra bonos mores**, contra humanae vitae omnem aequitatem armata vi regni invasionem fecistis.)⁴⁰。」と述べ、その根拠として、『勅法彙纂』第7巻から、2法文を引用している。

C. 7, 33, 2 : 「長期間の前書は、善意によって開始され、訴訟の申立てによって中断されない占有を保っていた者たちを保護するのを常とする。」 (Longi temporis praescriptio his, qui **bona fide coeptam possessionem** nec interruptam inquietudine litis tenuerunt, patrocinari solet.)⁴¹

C. 7, 33, 7 : 「占有の永続性によって獲得された安全を、他者の不法行為は動揺させ得ない。」 (**Diuturnitate** possessionis partam securitatem maleficium alterius **turbare** non potest.)⁴²

著者はザクセン人たちに、「それではあなた方は理解したか、極めて狂気じみた修道士が、どれほど多くの欺きによって、あなた方自身のために定められた法に反して、暴力をもって争うようあなた方に唆したことを (Intellexistis igitur, quanta **fraude** extremae monachus dementiae contra leges pro vobis ipsis conditas violenter contendere vobis persuasit?)⁴³。」と問いかける。そして、「すなわち、あなた方は裁判において王国の永続

pervenit.”

³⁹ 前注38で並べられている、コンラート2世、ハインリヒ3世、ハインリヒ4世の3名を指している。

⁴⁰ Ldl, I, p. 444.

⁴¹ Ldl, I, p. 445.

⁴² Ldl, I, p. 445.

⁴³ Ldl, I, p. 445.

的占有を決して妨げることができなかったため、それを武器によって正当な占有者に対して**動揺**させているのである (Nempe cum in iudicio **diuturnam** regni **possessionem** nullatenus inquietare possetis, armis eam iusto possessori **turbatis**.)⁴⁴。」と述べ、グレゴリウス7世に唆されたザクセン人たちの行為が、不法なものであるとしている。

この後著者は、「それゆえ、皇帝や王たちは自らの子を王国の**相続人**とみなすことができないと、法〔の根拠〕なくして、法に反して説く者の狂気を、誰が忌避せずにいられようか。かつて執政官たちはできなかったが、しかし皇帝たちと王たちには、常にその許可が与えられていた (Quis enim ab insania eius non abhorreat, qui sine legibus contra legem praedicat imperatores et reges progenitos a se **heredes** regni habere non posse? Consules olim non poterant, sed imperatoribus et regibus haec semper licentia fuit.)⁴⁵。」として、王国が歴代皇帝らによって相続されてきたことを示す。王国は、古くはオクタウィアヌスをはじめとする古代ローマの皇帝たち⁴⁶、時代を下って、イタリアの防衛の褒賞としてカール大帝⁴⁷やオットー大帝⁴⁸へと相続されていき、最終的にハインリヒ4世の父祖および彼自身へと下ったことが認められるとされる⁴⁹。そして歴代皇帝たちの中でも、ハインリヒ4世とその父祖ほど、イタリア防衛に対しての大きな名誉、栄光および賞賛に相応しいとみなされた者はいなかったという⁵⁰。このことから著者は、「それゆえ、ザクセン人たちよ、あなた方は、法や法と調和する**慣習**によって、ハインリヒ王が最も正当な王国の**占有者**であるということを聞き届けた。 (Audistis igitur, Saxones, legibus **consuetudineque** legibus consona H[enricum] regem iustissimum regni esse **possessorem**.)⁵¹。」と語りかけ、ハインリヒ王が最も正当な王国の占有者であることを示している。

最後に著者は、グレゴリウス7世の口を通してペトロが語っていると考えたザクセン人たちの主張は、非の打ちどころがないと理解されていることに反論を行う形で、グレゴリ

⁴⁴ Ldl, I, p. 445.

⁴⁵ Ldl, I, p. 445.

⁴⁶ Ldl, I, p. 445: “Ut de multis pauca commemorem, Octavianus Caesar, qui Tyberium privignum suum regni heredem constituit, poteratne filium instituere, si filium haberet?”

⁴⁷ Ldl, I, p. 445: “Ut antiquis omissis ad nostros veniam, legitur ad Carolum regni gubernaculum pro sanctae Romanae ecclesiae totiusque Italiae defensione delatum, qui hostem Italia expulit, regnum post mortem filio suo in pace reliquit.”

⁴⁸ Ldl, I, p. 445: “Deinde aliquanto tempore devoluto, iterum pro defensione Italiae summa rerum mandata Othoni cognoscitur.”

⁴⁹ Ldl, I, p. 445: “At tandem his in regno fatali sorte consumtis, eadem divina ordinatione imperii dignitas ad H[enrici] regis parentes et ad ipsum devoluta comprobatur.”

⁵⁰ Ldl, I, p. 445: “Sed quis unquam imperatorum pro Italiae defensione maiori honore, maiori gloria, maiori laude dignus habetur quam Henrici regis genitores cum ipso,”

⁵¹ Ldl, I, p. 445-446.

ウス7世を糾弾している⁵²。そして、「というのは、修道士ヒルデブランドがこの上ない傲慢によって、極めて頻繁にハインリヒ王を自身の裁判に召喚したことは、あなた方全員に既知であることは疑われない。しかし、不公正で**あくどい**手練手管によって、どんな理由で彼を告発できるか探りながら口実を得ようとしたことは、あなた方の平静な心に全く知られていないと判断される (Notum quippe omnibus vobis esse non dubitatur, quod I[ldebrandus] monachus summa procacitate ad suum iudicium saepius H[enricum] regem vocavit; sed incognitum aequanimitati vestrae penitus aestimatur, quod calliditate iniqua et **dolosa**, unde eum accusare potuisset, vestigando argumenta quaesivit)⁵³。」として、ザクセン人に一定の理解を示しつつ、教皇の悪行をあげつらう。ここで、著者はアウグスティヌスの『共観福音書説教』を引用し、「したがって、聖アウグスティヌスは、他者の生において**非難**しようとする⁵⁴ことを、〔まずは〕自らの生において認識するようを修道士ヒルデブランドが知るよう忠告したのである。(Monuit itaque beatus Augustinus I[ldebrandum] monachum in propria cognoscere vita, quod **reprehendat** in aliena.)⁵⁴。」と、グレゴリウス7世の行為がアウグスティヌスに忠告されるような行いであることを示している。

Sermo 82:「我々の主イエス・キリストは、互いに我々の罪を軽視しないよう警告する。あなたが何を**非難**すべきか問うことによってではなく、しかし何を正すべきか見ることによって。」(Ammonet, inquit, nos dominus Iesus Christus non negligere invicem peccata nostra, non quaerendo, quid **reprehendas**, sed videndo, quid corrigas.)⁵⁵

さらに著者は、「ついにハインリヒ王は、異様で前代未聞な屈辱の中で、この霊的な父を尊重して出頭した。そこで、噂があるように、全ての同席者の面前で、修道士ヒルデブランドは、王の魂の救済について語りつつ、こっそりと密やかに、王国の詐取や、彼や彼の息子の死について、この上ない**奸計**と極めて不埒な**欺き**の中で謀っていたのである (Demum H[enricus] rex ad hunc in mira et inaudita humilitate spiritualem aestimans patrem venit. Ibi, ut fama est, coram cunctis qui aderant I[ldebrandus] monachus de animae regis salute, clam et in occulto de subreptione regni morteque sua ac filiorum eius in summo **dolo** et **fraude** perditissima tractavit.)⁵⁶。」と述べ、裁判におけるグ

⁵² Ldl, I, p. 446: “Sed prudentiae vestrae intentio in hac parte irreprehensibilis esse cognoscitur, quod per huius os monachi beatum Petrum apostolum loqui putastis.”

⁵³ Ldl, I, p. 446.

⁵⁴ Ldl, I, p. 446.

⁵⁵ Ldl, I, p. 446.

⁵⁶ Ldl, I, p. 446.

レゴリウス7世の悪行について記す。彼はこの行為がいかに関にペトロの教えに反しているか示すため、「ペトロの手紙第1」第1章14-16節および第2章1節を結合した文言を引用し、この章を終えている。

Petr. 1, 1:14-16:「あなた方の無知による以前の欲求に倣わず、しかしあなた方を召してくださった聖なる方に従いなさい。『私が神聖であるように、あなた方も神聖であれ』と書かれているように。」(Non configurati prioribus ignorantiae vestrae desideriiis, sed secundum eum, qui vos sanctos vocavit, sicut scriptum est: Sancti estote, quomodo ego sanctus sum.)⁵⁷

Petr. 1, 2:1:「それゆえ、全ての悪徳、全ての**奸計**や偽り、恨み、また全ての謗りを捨て〔よ〕。」(Deponentes igitur omnem malitiam et omnem **dolum** et simulationem et invidias et omnes detractationes.)⁵⁸

2. 引用法文が地の文に与えた影響

ここまで史料のテキストを概観したうえで、引用法文と地の文の関係が認められる箇所を抽出した。本項では、以上の情報から著者の意図を読み取る。

ローマ法文の引用が中心である前半部分においては、「相続財産／相続人」(hereditas/heres)⁵⁹や「占有／占有する／占有者」(possessio/possideo/possessor)⁶⁰が頻繁に用いられている。これらの語は、グレゴリウス1世の教皇令や歴代皇帝の王国の相続について説明する部分においても用いられており、第6章の中で最も広範に用いられている語であると言える。「慣習」(consuetudo)⁶¹は、上の2語ほど頻繁に用いられているわけではないが、ハインリヒ4世を最も正当な王国の占有者とする論拠として用いられている。「全ての人々が知る事」(omnes homines (omnium) intellegi)⁶²、「法的な／実体的な占有」(iure/corpore possessio)⁶³、「善意の占有者／善意によって開始された占

⁵⁷ Ldl, I, p. 446. 新共同訳は以下の通り。「無知であつたころの欲望に引きずられることなく、従順な子となり、召し出してくださった聖なる方に倣って、あなたがた自身も生活の全ての面で聖なる者となりなさい。『あなたがたは聖なる者となれ。わたしは聖なる者だからである』と書いてあるからです。ただし、『擁護論』の文言はウルガタ版と一部異なる。

⁵⁸ Ldl, I, p. 446. 新共同訳は以下の通り。「だから、悪意、偽り、偽善、ねたみ、悪口をみな捨て去って、〔生まれたばかりの乳飲み子のように、混じりけのない霊の乳を慕い求めなさい〕」。

⁵⁹ 前注22、23、24、25、26、27、33、45。

⁶⁰ 前注22、26、34、36、40、51。

⁶¹ 前注30、31、32、33、51。なお、類語としてusus(前注31)、mores(前注40)が法文中で用いられている。

⁶² 前注20、21。

⁶³ 前注36、37。

有」(*bonae fidei possessor/bona fide coeptam possessio*)⁶⁴、「永続性によって」(*diuturnitate*)⁶⁵、「動揺させる」(*turbare*)⁶⁶といった語は、これらを含む法文の前後に現れているのみである。教会法文において用いられており、かつ地の文にも現れているものとしては「欺き」(*fraus*)⁶⁷、「あくどい／奸計」(*dolosa/dolus*)⁶⁸、「非難する」(*reprehendo*)⁶⁹がある。これらは専らグレゴリウス7世の悪行を表す部分で用いられている。

テキストに則ると、これらの語を本文でも用いることによって、ある効果が生じていることが見て取れる。すなわち、法文中の語を使って人物や行為をラベリングすることで、簡素ではあるが三段論法を構成することが可能になるというものである。最も顕著な部分を例として挙げると、著者は自身の地の文において、「最も正当な王国の占有者」(*iustissimum regni possessorem*)という語によってハインリヒ4世を表すことで彼を法的に正当な占有者と、「この上ない奸計や極めて不埒な欺きによって」(*in summo dolo et fraude perditissima*)という語によってグレゴリウス7世の行為を表すことによって、彼を法に反するものと位置付けている。これによって、法文という大前提と人物や行為という小前提が揃い、1つの論証を成立させることができるのである。精確な法文理解や十分な事実認定が行われていない以上、彼が学問的法解釈を意図していたと評価することはできない。しかし、第6章がザクセン人たちへの説得という性格を持つ点も考慮すれば、法文利用の意図の1つとして、Struveが示したような権威として用いたというもの⁷⁰の他に、より論理的説得性のある文章の構成要素として用いたというものを想定することはできるだろう。また、先ほど例に挙げた通り、この利用においては、ローマ法文であれ教会法文であれ、同じ効果をもたらすものである。この観点からは、少なくとも第6章において、著者は、ローマ法あるいは教会法の片方だけに特別な役割を課してはいなかったと推測できる。このことから、従来の研究のようにローマ法利用部分だけを殊更に重視する読み方には難があらうと思われる。

IV. 結論

ここまでの史料検討を踏まえ、『擁護論』の著者が、第6章において諸法文を引用した意

⁶⁴ 前注40、41。

⁶⁵ 前注42、44。

⁶⁶ 前注42、44。

⁶⁷ 前注34、43、56。

⁶⁸ 前注52、56、58。

⁶⁹ 前注54、56。

⁷⁰ Struve (*supra*. n. 7), p. 52.

図をまとめると、以下のように説明できる。

彼はザクセン人たちへの説得に当たって、ローマ法文や教会法文を引用するとともに、そこで用いられた語を自身の著す地の文にも借用した。その意図として、ハインリヒ4世や彼による王国支配を正当なものとする、またグレゴリウス7世や彼の支持者、また彼らの王に対する敵対行為を違法なものとする語を法文から借りることで、大前提（＝法文）、小前提（＝人物や行為）、導かれるべき結論という三段論法を構成し、自身の主張の論理的説得性を高めることを狙ったと考えられる。ここにおいて、ローマ法文と教会法文は、文全体の論理的説得性を増すための補助資料という同じ役割を果たす一要素であり、著者はその重要性に差を設けてはいなかった。

この見立ては、ザクセン人への説得を試みるという性格を持つ第6章においては妥当し得ると考えられる。一方で、これが他の章においてもどれほど妥当し得るかは、見当のつかないところである。ローマ法や教会法が、この史料全体を通して、何を意図して用いられていたのかを明らかにするために、一層の史料検討が今後の課題である。